

# 貸金業者向けの総合的な監督指針

## 様式編

令和3年11月

金 融 庁

## 貸金業者向けの総合的な監督指針 様式編

### <目次>

- 別紙様式 1 障害発生等報告書
- 別紙様式 2 貸金業者台帳
- 別紙様式 3-1 貸金業関係苦情受付対応状況票
- 別紙様式 3-2 貸金業関係苦情等対応総括表
- 別紙様式 4-1 業務状況の照会について
- 別紙様式 4-2 貸金業の無登録営業に対する警告について
- 別紙様式 5 連絡箋
- 別紙様式 6 応接箋
- 別紙様式 7 意見書
- 別紙様式 8 削除
- 別紙様式 9 貸金業者登録証明書
- 別紙様式 10 貸金業者登録簿閲覧表
- 別紙様式 11 登録状況表(B表)
- 別紙様式 12 貸金業法による意見聴取について
- 別紙様式 13 貸金業法による意見について(欠格事由に該当しない場合)
- 別紙様式 14 貸金業法による意見について(欠格事由に該当する場合)
- 別紙様式 15 貸金業法による登録拒否について
- 別紙様式 16 貸金業法による意見聴取について
- 別紙様式 17 貸金業法による意見について(意見陳述事由及び意見陳述事実がない場合)
- 別紙様式 18 貸金業法による意見について(意見陳述事由がある場合)
- 別紙様式 19 貸金業法による意見について(意見陳述事実該当する場合)
- 別紙様式 20 貸金業法による命令又は登録の取消しについて
- 別紙様式 21 貸金業法による意見について
- 別紙様式 22 貸金業法による意見について
- 別紙様式 23 残貸付債権の状況等に係る報告書
- 別紙様式 23-2 残貸付債権の状況等に係る報告書
- 別紙様式 24 業務報告書
- 別紙様式 24-2 業務報告書
- 別紙様式 25 営業所等の所在報告書
- 別紙様式 26 規則第5条の3に規定する廃業等の届出があった場合等の連絡
- 別紙様式 27 貸金業関係連絡会、幹事会等開催状況

財務（支）局長 殿

商 号  
又は名称氏 名  
(法人にあっては代表者の氏名)

担当者情報	
所属	
氏名	
電話番号	
E-mail	

今般、以下のように障害等が発生したので、年 月 日付〇〇第 号に基づき報告します。

## 障害発生等報告書

(第 報)

(連絡日時: 年 月 日 時 分)

項 目		内 容
障害の発生 日時・場所	発生日時	年 月 日 時 分頃
	発生場所	
障害の発生した サービス	サービスの概要	
	サービスへの影響	
障害原因	障害分類	
	原因内容等	<input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 確認済み 内容 ( )
対象システム	システム名称	
	システムの概要	
被害状況等	復旧見込	<input type="checkbox"/> 復旧済み ( 日 時頃) <input type="checkbox"/> 復旧見込み ( 日 時頃) <input type="checkbox"/> 不 明
	被害状況	
	復旧までの影響	
	法令違反の有無	
	他の貸金業者等への影響	
対処状況	復旧までの対応	
	対外説明	
	その他の連絡先等	
事後改善策		

(記載要領)

1. 第1報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする。  
第2報以降については、第1報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載する。  
なお、「連絡日時」には、各報告を行った時点での日時を記載する。
2. サービスへの影響や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする（様式任意）。
3. 「障害の発生日時・場所」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場所（市町村名まで）及び店舗等の名称を記載する。
4. 「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載する。  
なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とする。  
また、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スループット低下等のように被災地以外で発生したものに限り、本様式に記載する（被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない。）
5. 「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの名称、または当該システムが担っている業務名（勘定系、対外接続系等）を記載する。
6. 「被害状況等」欄における「被害状況」については、被害（資金需要者等への影響等）が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。  
また、「他の貸金業者等への影響」については、他の貸金業者等への影響が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。
7. 「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や抜本的対応（代替措置等の状況・方針）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載する。
8. 「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載する。

(障害分類表)

本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表のコード番号を記載する。  
報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない。

脅威の種類	コード 番号	原因の種類	説明
サイバー攻撃 をはじめとする 意図的要因	1-1	外部からの不正アクセス、Dos 攻撃	外部からのサイバー攻撃による障害
	1-2	コンピュータウイルスへの感染	コンピュータウイルスへの感染による障害
	1-3	その他の意図的要因	その他の意図的要因による障害
非意図的要因	2-1	ソフトウェア障害	ソフトウェアの不具合等による障害
	2-2	ハードウェア障害	ハードウェア等物理的な不具合等による障害
	2-3	管理面・人的要因	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害
	2-4	その他の非意図的要因	その他の非意図的要因による障害
災害や疾病	3	災害や疾病	災害や疾病による障害
他分野の障害 からの波及	4-1	情報通信分野（電気通信）からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害
	4-2	電力分野からの波及	利用する電力利用からの波及による障害
	4-3	水道分野からの波及	利用する水道供給からの波及による障害
	4-4	その他の波及	その他の波及による障害
その他	5	その他	上記の脅威の種類以外の理由による障害

### 貸金業者台帳

作成年月日		業務報告書	事業報告書	検査実施日	
商号又は名称・氏名					
代表者氏名					
住所					
登録番号					
当初登録年月日			登録有効期間満了日		
貸金業協会		信用情報機関	CIC	JICC	
加入団体					
主要株主 (年月末時点)	1				%
	2				%
	3				%
事業年度					
貸付金残高		百万円	百万円	百万円	百万円
	消費者向	百万円	百万円	百万円	百万円
	事業者向	百万円	百万円	百万円	百万円
貸付件数		件	件	件	件
	消費者向	件	件	件	件
	事業者向	件	件	件	件
純資産		百万円	百万円	百万円	百万円
役職員数	役員数	名	名	名	名
	職員数	名	名	名	名
営業所・事務所	有人営業所・事務所店舗	店	店	店	店
	無人店舗	店	店	店	店
	代理店	店	店	店	店
沿革					
行政処分等					
苦情の状況					
前回検査					
トピックス等					
備考					

貸金業関係苦情受付対応状況票

受付	令和 年 月 日	来庁・電話・文書・メール	完結	令和 年 月 日		
申出人	氏名	債務者	氏名			
	住所		TEL	生年月日 年 月 日生 年齢 才	住所	TEL
同行者	氏名	債務者との関係	同行者	氏名	債務者との関係	
債務状況	債務額	社(者)	万円	職業	勤務先	
	うち貸金業者	社(者)	万円	収入月額 万円	うち返済可能額 万円	
苦情の相手方	業者名	債務者の状況	利用のきっかけ			
	住所		TEL	返済状況		
	登録番号 (○印を付す)		1 財務(支)局長 ( ) 号 知事 2 無登録の疑いのある者 3 不明その他	その他		
	業態 (○印を付す)		消費者向 事業者向 日賦 電話担保	申出人への確認	業者への氏名・内容等の開示	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可( )
	担当者		債務額 万円		警察・都道府県等への情報提供	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
苦情の内容 (○印を付す)	1 取立て行為 2 契約内容 3 金利 4 年金担保 5 帳簿の開示 6 過剰貸付け 7 行政当局詐称、登録業者詐称 8 保証契約 9 広告・勧誘(詐称以外) 10 その他		(具体的内容)			
	対応結果 (○印を付す)	1 内容特定困難等により確認不可能 2 事実関係の確認(任意報告徴収含む) 3 行政指導等 4 法に基づき報告徴収命令を発出等 5 警察への情報提供 6 照会先の案内 7 その他		(具体的内容)		
案内した照会先 (○印を付す)		1 貸金業協会 2 弁護士会、司法書士会等 3 裁判所 4 警察 5 都道府県等 6 その他		(処理経過)		

貸金業関係苦情等対応総括表( 年 月分)

財務(支)局

(単位:件)

1 苦情対応等関係

		財務(支)局長登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	都道府県知事登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者	無登録の疑いのある者に係るもの	不明その他	計	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
苦情の内容	1 取立て行為											
	2 契約内容											
	3 金利											
	4 年金担保											
	5 帳簿の開示											
	6 過剰貸付け											
	7 行政当局詐称、登録業者詐称											
	8 保証契約											
	9 広告・勧誘(詐称以外)											
	10 総量規制に関するもの											
	11 その他											
	計											
対応結果	1 内容特定困難等により確認不可能											
	2 事実関係の確認(任意報告徴収含む)											
	3 行政指導等											
	4 法に基づき報告徴収命令を发出等											
	5 警察への情報提供											
	6 照会先の案内											
	7 その他											
	計											
案内した照会先	1 貸金業協会											
	2 弁護士会、司法書士会等											
	3 裁判所											
	4 警察											
	5 都道府県等											
	6 その他											
	計											
相談・照会の内容	1 債務整理											
	2 金利											
	3 総量規制に関するもの											
	4 相談先											
	5 登録確認(無登録の疑いあり)											
	6 制度改正要望											
	7 法令等解釈											
	8 その他											
	計											
対応結果	1 相談・照会内容への回答											
	2 ノーアクションレター制度等を案内											
	3 照会先の案内											
	4 その他											
	計											
案内した照会先	1 貸金業協会											
	2 カウンセリング機関等											
	3 裁判所											
	4 警察											
	5 都道府県等											
	6 その他											
	計											

2 処分等関係

(単位:件)

		財務(支)局長登録業者に係るもの	うち日賦貸金業者	うち事業者向業者
の苦情発端	1 法に基づき文書による報告を命令			
	2 立入検査の実施			
	3 行政処分の実施			

3 インターネット上に表示する無登録業者の広告に係る対応関係(単位:件)

		無登録の疑いのある者に係るもの	うち閲覧不可
警察等への情報提供(当月分)			
警察等への情報提供(前月分)			



(記載要領)

1. 「1 苦情対応等関係」については、以下のとおりとする。

- (1) 貸金業者の違法・不適切な行為に対するものは「苦情」として、債務整理、弁済猶予等に関する「相談」、登録の有無、法令解釈等に関する「照会」、制度改正に関する「要望」等は「相談・照会」として分類する。
- (2) 受付状況、苦情・相談の内容及び処理結果それぞれについて、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上すること。
- (3) 苦情・相談の内容及び対応結果の計は、受付時点において計数を一致させること。従って、結果は当月内の対応結果を記載する。
- (4) 「対応結果」における「照会先の案内」の件数と、「案内した照会先」の計を一致させること。
- (5) 「対応結果」における「内容特定困難等により確認不可能」とは、匿名による申出や業者への開示を拒否している場合等とする。
- (6) 「法に基づき報告徴収命令を発出等」には、同月中に検査、処分を行うに至ったものを含む。
- (7) 財務局が都道府県あるいは消費者相談センター等の行政機関(警察を除く。)を紹介した場合は、「都道府県等」欄に計上すること。
- (8) 申出人の情報から金融庁等のホームページなどにより登録先を確認することによって、「財務(支)局長登録業者に係るもの」又は「都道府県知事登録業者に係るもの」に計上することとし、確認の結果、登録を確認できない場合は「無登録の疑いのある者に係るもの」に計上すること。ただし、申出人が業者名を告げないこと等により、確認自体が行えない場合は「不明その他」に計上すること。
- (9) 「法令等解釈」等、業者を特定しない申出については「不明その他」欄に計上すること。
- (10) 「カウンセリング機関等」には、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、弁護士会、司法書士会等を含む。

2. 「2 処分等関係」については、以下のとおりとする。

苦情を端緒に報告徴収命令による報告、検査の実施、行政処分を行った場合は、当月内に行った件数を記載すること。

3. 「インターネット上に表示する無登録業者の広告に係る対応関係」については、以下のとおりとする。

- (1) 「警察等への情報提供」には、インターネット上に表示する広告に係る情報提供を行った件数を記載すること。
- (2) 「うち閲覧不可」には、前月に情報提供した広告のうち、当月末時点で閲覧不可となっている件数を記載すること。

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

財務(支)局長

業務状況の照会について

貸金業を営もうとする者は、貸金業法に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。

今般、当局に\_\_\_\_\_等(注)貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。

つきましては、貴社の具体的な業務内容等を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がない場合のほか、貴社の行為が同法に違反している疑いがあると認める場合には、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

注 各財務(支)局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。  
例: 今般、当局に貴社から金銭の貸付けを受け、返済を求められている等貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。(以下略)

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

財務(支)局長

貸金業の無登録営業に対する警告について

貸金業を営もうとする者は、貸金業法に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。

今般、当局が把握・調査しましたところ、貴社の行為は貸金業に該当している疑いがあると認められますので(注)、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

なお、当局の警告に応じない場合は、捜査当局への告発を検討するなど、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

注 各財務(支)局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。

(別紙様式5)

## 連 絡 箋

属 性			
日時・場所	年 月 日 ( ) [ 電話・来局・その他 ]		
照会者		応接者	
照会内容			
回答案			
処 理			

(別紙様式6)

## 応 接 箋

属 性			
日時・場所	年 月 日 ( ) [ 電話・来局・その他 ]		
照会者		応接者	
照会内容			
回 答			
備 考			

意 見 書	
商号、名称又は氏名	
貸金業者の概要 (当初登録年月日) (役員 の 状 況 )  ( 問 題 点 )	
直前の検査結果	
苦情の状況	
行政処分等	
その他参考事項	

貸金業者登録証明書

令和 年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 商号  
又は名称  
氏名  
(法人にあつては代表者の氏名)

以下のとおり、貸金業法第3条第1項の規定により登録を受けていることを証明願います。  
いた

使用目的	
提出先	

記

商号又は名称	
氏名 (法人にあつては代表者の氏名)	
住所	
登録番号	財務(支)局長( )第 号
有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
業務停止期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
業務停止営業所等	
<p>上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長</p>	

貸金業者登録簿閲覧表

閲覧日	閲覧者氏名	閲覧者住所	登録番号	貸金業者の商号、名称又は氏名	貸出時間	返却時間	返却確認



登録状況表(B表)

財務(支)局

(令和 年 月末現在)

		前月末			当月末		
		うち日賦	うち「T」を付した業者(注)		うち日賦	うち「T」を付した業者(注)	
1. 登録件数							
内訳	①法人						
	②個人						
2. 登録件数の異動内訳							
新規登録件数							
内訳	①新規登録件数(②に係るものを除く)						
	②登録換えによる新規登録件数※1						
登録抹消件数※3							
内訳	①廃業等届出件数						
	②不更新件数						
	③更新拒否件数						
	④登録換えによる登録抹消件数※2						
	⑤登録取消し件数						

(注) 施行規則第26条の29の2の規定に基づき、別紙様式第8号の2又は第8号の3により事業報告書を提出しなければならない非営利特例対象法人をいう。

※1 登録換えによる新規登録件数

従前の登録行政庁名	件数

(注) 登録換えによる新規登録件数について従前の登録行政庁名及び件数を記載する。

※2 登録換えによる登録抹消件数

新規登録先の行政庁名	件数

(注) 登録換えによる登録抹消件数について新規登録先の行政庁名及び件数を記載する。

※3 廃業等届出件数等の登録回数別内訳

	廃業等届出件数	不更新件数	更新拒否件数	登録換えによる登録抹消件数	登録取消し件数
登録回数(1)					
登録回数(2)					
登録回数(3)					
登録回数(4)					
登録回数(5)					
登録回数(6)					
登録回数(7)					
登録回数(8)					
登録回数(9)					
登録回数(10)					
登録回数(11)					
登録回数(12)					
登録回数(13)					
登録回数(14)					
登録回数(15)					
合計					

(注) 廃業等届出件数、不更新件数、更新拒否件数、登録換えによる登録抹消件数、登録取消し件数について、貸金業者の登録回数ごとに記載する。

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

警察庁長官 殿

財務(支)局長

## 貸金業法による意見聴取について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の2第1項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。なお、貴庁の回答は、年 月 日までに行われるようお願いいたします。

## 記

法第4条第1項第1号に掲げる登録申請者の商号、名称又は氏名	当該登録申請者が法第5条第1項の登録を受けている場合には、その登録番号
	財務(支)局長 ( ) 第 号 知事

(注) 当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

## (記載上の注意)

1. 法第8条第2項の登録をしようとする場合の意見聴取においては、別紙様式12中、「法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)」とあるのは、「法第6条第1項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由(同項第6号に係るものに限る。)」と修正する。別紙様式13についても同様とする。
2. 別紙様式12については、1登録申請者につき1葉作成するものとする。
3. 上記登録申請者の登録申請書(規則別紙様式第1号に係る部分に限る。)の写しを添付するものとする。
4. 文書の記載に当たっては、(記載上の注意)の囲みを消して使用するものとする。

(欠格事由に該当しない場合)

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の2第1項の規定に基づき、別紙「令和 年 月 日付第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)があるとは認められない。

(注) 別紙「令和 年 月 日付第 号の書面」とは、財務局長から意見を求められた際の書面であつて、照会対象者の氏名等が記録されたものは含まない。

(欠格事由に該当する場合)

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の2第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付第 号  
により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第6条第1項第 号に該当する事由があると認められる。

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

警察庁長官 殿

財務(支)局長

貸金業法による登録拒否について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の2第1項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第6条の規定により、その登録の拒否をした者について、下記のとおり回答します。

記

〇〇〇株式会社	(令和 年 月 日付第	号により意見聴取)
〇〇〇株式会社	(令和 年 月 日付第	号により意見聴取)
〇〇〇株式会社	(令和 年 月 日付第	号により意見聴取)

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

警察庁長官 殿

財務(支)局長

## 貸金業法による意見聴取について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の2第3項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあっては、同項第6号に係るものに限る。)又は法第12条の5、第21条第1項(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)、第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実の有無について、下記のとおり意見を聴取します

## 記

意見聴取の対象となる貸金業者の商号、名称又は氏名	当該貸金業者の登録番号
	財務(支)局長 ( )第 号 知事

(注) 当該貸金業者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

## (記載上の注意)

1. 別紙様式16については、1貸金業者につき1葉作成するものとする。
2. 上記貸金業者の登録申請書(規則別紙様式第1号に係る部分に限る。)の写しを添付するものとする。
3. 文書の記載に当たっては、(記載上の注意)の囲みを消して使用するものとする。

(意見陳述事由及び意見陳述事実がない場合)

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の2第3項の規定に基づき、別紙「令和 年 月 日付第号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由(同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。)又は法第12条の5、第21条第1項(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)、第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実があるとは認められない。

(注) 別紙「令和 年 月 日付第 号の書面」とは、財務局長から意見を求められた際の書面であつて、照会対象者の氏名等を記録したものは含まない。

(意見陳述事由がある場合)

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の2第3項の規定に基づき、令和 年 月 日付第 号  
により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項第 号に該当する事由があると認められる。



(意見陳述事実該当する場合)

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の2第3項の規定に基づき、令和 年 月 日付第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項第 号に違反する事実があると認められる。

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

警察庁長官 殿

財務(支)局長

貸金業法による命令又は登録取消しについて

貸金業法(以下「法」という。)第44条の2第3項の規定に基づき意見を聴取し、又は第44条の3の規定に基づき意見陳述を受けた結果、法第24条の6の4第1項又は第24条の6の5第1項の規定により、命令又は登録の取消しをした者について、下記のとおり回答します。

記

法第24条の6の4第1項の規定により、命令をした者				
〇〇〇株式会社	(令和	年	月	日付第 号により意見聴取)
〇〇〇株式会社	(令和	年	月	日付第 号により意見聴取)

法第24条の6の4第1項又は法第24条の6の5第1項の規定により、登録の取消しをした者				
〇〇〇株式会社	(令和	年	月	日付第 号により意見聴取)
〇〇〇株式会社	(令和	年	月	日付第 号により意見聴取)

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象とする貸金業者

※(個人の場合)

氏名 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○月○○日

住所 ○○○○……

※(法人の場合)

商号 ○○○○会社

所在地 ○○○○……

2 法第6条第1項第 号に該当する事由の有無に係る意見

法第6条第1項第 号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該貸金業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認められる。

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

財務(支)局長 殿

警察庁長官

貸金業法による意見について

貸金業法(以下「法」という。)第44条の3の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象とする貸金業者

※(個人の場合)

氏名 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○月○○日

住所 ○○○○・……

※(法人の場合)

商号 ○○○○会社

所在地 ○○○○・……

2 法第 条第 項 第 号に該当する事実の有無に係る意見

法第 条第 項第 号に該当する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該貸金業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認められる。

3 事実の概要

令和 年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 住 所 (郵便番号 )  
 電話番号( ) -

商 号  
 又 は 名 称

氏 名  
 (法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人  
 氏名、商号  
 又は名称

(注)連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があつた場合は、財務(支)局長にその旨連絡願います。

残貸付債権の状況等に係る報告書

残貸付債権の状況等について、下記のとおり報告します。

記

1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(令和 年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計 (債権回収方針)		千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	自主回収(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	その他( )	千円	人
うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人	

(記載上の注意)

- 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。

- ① 貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け
  - ② 貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
  - ③ 貸金業法施行令第1条の2第6号ハに掲げるものとして、同号に規定する会社等の同号ハに規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
- 2 債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。
  - 3 「その他( )」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

2. 債権譲渡の状況(登録有効期間満了前三ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

譲渡先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済			千円
			千円
譲渡予定			( 千円)
			( 千円)
合計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、( )内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

3. 取立委託の状況

委託先		委託年月日	委託債権金額
委託済			千円
			千円
委託予定			( 千円)
			( 千円)
合計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、( )内に取立委託予定金額を記入すること。

#### 4. 帳簿及び個人情報の取扱い

##### (1) 帳簿の取扱い

- 保存  債権譲渡先に引継ぎ  
 その他( )

(具体的な措置状況)

--

##### (2) 個人情報の取扱い

- 保存  債権譲渡先に引継ぎ  
 その他( )

(具体的な措置状況)

--

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

#### 5. 添付書類

- (1)債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2)取立委任契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3)法第24条第1項の規定による通知の写し

令和 年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 住 所 (郵便番号 )  
電話番号( ) -

商 号  
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人  
氏名、商号  
又は名称

(注)連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があつた場合は、財務(支)局長にその旨連絡願います。

## 残貸付債権の状況等に係る報告書

残貸付債権の状況等について、下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(令和 年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計 (債権回収方針)		千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	自主回収(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	その他( )	千円	人
うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人	

(記載上の注意)

- 1 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。



- ① 貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け
  - ② 貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
  - ③ 貸金業法施行令第1条の2第6号ハに掲げるものとして、同号に規定する会社等の同号ハに規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
- 2 債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。
  - 3 「その他( )」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

## 2. 債権譲渡の状況

譲渡先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済			千円
			千円
譲渡予定			( 千円)
			( 千円)
合計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、( )内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

## 3. 取立委託の状況

委託先		委託年月日	委託債権金額
委託済			千円
			千円
委託予定			( 千円)
			( 千円)
合計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、( )内に取立委託予定金額を記入すること。

#### 4. 帳簿及び個人情報の取扱い

##### (1) 帳簿の取扱い

- 保存                                       債権譲渡先に引継ぎ  
 その他(                                      )

(具体的な措置状況)

##### (2) 個人情報の取扱い

- 保存                                       債権譲渡先に引継ぎ  
 その他(                                      )

(具体的な措置状況)

##### (記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

#### 5. 添付書類

- (1)債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2)取立委任契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3)法第24条第1項の規定による通知の写し

業 務 報 告 書

財務(支) 局長 殿

令和 年 4月 1日から令和 年 3月 31日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

〔 直近の決算期  
令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで 〕

届出者 登録番号  
財務(支) 第 号

(郵便番号 )

住 所

電話番号( ) -

商 号  
又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

〔 法定代理人  
氏名、商号  
又は名称 〕

連絡者

所属

氏名

電話番号( ) -

(注)「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

# 業 務 報 告 書

## 目 次

- 1 貸付金の種別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 貸付金の期間別内訳
- 5 貸付金の金利別内訳
- 6 貸付金の種別内訳(除外貸付・例外貸付)
- 7 総量規制超過部分の貸付残高
- 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳
- 11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳
- 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
- 13 貸金業協会等への加入状況等

### (記載上の注意)

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の3月31日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位(百万円、千円)未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」(又は「計」)欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表中、「関係会社」とあるのは、提出業者の親会社、子会社及び関連会社並びに提出業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、「親会社」、「子会社」及び「関連会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」及び「関連会社」をいう。
- 8 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 9 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 10 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。  
〔例:無担保貸付残高が55万円、その内訳が18.55%で25万円、17.80%で15万円、9.07%で15万円の場合〕  
→  $(25 \times 18.55\% + 15 \times 17.80\% + 15 \times 9.07\%) \div 55 = 0.1576$  (15.76%)  
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

1 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		残高		平均約定金利
		件数	構成割合	百万円	構成割合	
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%	%
	有担保 (住宅向を除く)					
	住宅向					
	計					
事業者向	無担保 (関係会社向を除く)					
	有担保 (関係会社向を除く)					
	手形割引 (関係会社向を除く)					
	関係会社向					
	計					
合計			100		100	

(記載上の注意)

- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 「関係会社向」は提出業者の関係会社及び提出業者の親会社の関係会社に対する貸付けを記載する。
- 担保には保証を含まない。

## 2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		残高	
	先数	構成割合	残高	構成割合
	件	%	百万円	%
農業、林業、漁業				
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業、郵便業				
卸売業、小売業				
金融業、保険業				
不動産業、物品賃貸業				
宿泊業、飲食サービス業				
教育、学習支援業				
医療、福祉				
複合サービス事業				
サービス業(他に分類されないもの)				
個人				
特定非営利活動法人				
その他				
合計		100		100

### (記載上の注意)

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 5 「個人」欄の残高は、「表1」の消費者向計の残高と一致する。
- 6 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 7 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

### 3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
10万円以下	件	%	百万円	%
10万円超 30万円以下				
30 " 50 "				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1億円以下				
1億円超 5 "				
5 " 10 "				
10 " 100 "				
100億円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高			百万円	

(記載上の注意)

- 貸付残高が直近の事業年度末における自己資金(法人の場合は自己資本)の額を超える貸付先すべて(ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した別途の表(任意様式)を併せて提出する。(自己資金又は自己資本を超える貸付先が無い場合は別途の表の提出は不要)
- 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。
- 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

### 4 貸付金の期間別内訳

期間別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
1年以下	件	%	百万円	%
1年超 5年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25年超				
合計		100		100
1件当たり平均約定期間			年	

(記載上の注意)

- 期間は約定期間による。
- 「1件当たり平均約定期間」は加重平均により小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。  
 例:1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、3年が5件、5年超10年以下の6年が3件、7年が3件の場合  

$$\rightarrow (1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) \div (2 + 3 + 5 + 3 + 3) = 3.875 (3.87 \text{年})$$
 なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

5 貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	百万円	構成割合
	件	%	百万円	%
10.0 %以下				
10.0 %超 15.0 %以下				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 29.2 "				
29.2 "				
合計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。



6 貸付金の種別残高(除外貸付・例外貸付)

貸付種別		件数・残高		残高		平均約定金利
		件数	構成割合	残高	構成割合	
		件	%	百万円	%	%
除外貸付	施行規則第10条の21第1項第1号で定める契約					
	施行規則第10条の21第1項第2号で定める契約					
	施行規則第10条の21第1項第3号で定める契約					
	施行規則第10条の21第1項第4号で定める契約					
	施行規則第10条の21第1項第5号で定める契約					
	施行規則第10条の21第1項第6号で定める契約					
	施行規則第10条の21第1項第7号で定める契約					
	施行規則第10条の21第1項第8号で定める契約					
	計					
例外貸付	施行規則第10条の23第1項第1号で定める契約					
	施行規則第10条の23第1項第1号の2で定める契約					
	施行規則第10条の23第1項第2号で定める契約					
	施行規則第10条の23第1項第2号の2及び施行規則第10条の28第1項第1号で定める契約					
	施行規則第10条の23第1項第3号及び施行規則第10条の28第1項第2号で定める契約					
	施行規則第10条の23第1項第4号及び施行規則第10条の28第1項第3号で定める契約					
	施行規則第10条の23第1項第5号及び施行規則第10条の28第1項第4号で定める契約					
	施行規則第10条の23第1項第6号で定める契約					
計						
合計			100		100	

(記載上の注意)

- 1 「除外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約をいう。
- 2 「例外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約(法第13条の3第5項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約を含む。)として内閣府令で定めるものをいう。

7 総量規制超過部分の貸付残高

先数・残高 貸付種別	先 数	残 高
総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)	件	百万円

(記載上の注意)

- 1 「先数」は、本報告書作成時点で個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、直近で実施した法第13条の3第1項及び第2項の規定による調査(途上与信調査)の結果、同条第5項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」に該当すると認められた極度方式基本契約(下記2において「当該契約」という。)に係る個人顧客の先数を記載する。
- 2 「残高」は、当該契約に係る個人顧客に対する提出業者の3月末時点の貸付残高(当該契約の残元本及び当該契約以外の貸付けに係る契約を同一顧客と締結している場合にはその残元本。)のうち、当該個人顧客に係る法第13条の2第2項に規定する「基準額」を超過している額を記載する。

8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	百万円	構成割合
10万円以下	件	%	百万円	%
10万円超 20万円以下				
20 " 30 "				
30 " 50 "				
50 " 70 "				
70 " 100 "				
100 " 150 "				
150 " 200 "				
200 " 300 "				
300万円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高			千円	

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	百万円	構成割合
10.0%以下	件	%	百万円	%
10.0%超 15.0%以下				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 29.2 "				
29.2 "				
合計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
100万円以下	件	%	百万円	%
100万円超 500万円以下				
500 " 1000 "				
1000 " 5000 "				
5000 " 1億円以下				
1億円超 5 "				
5 " 10 "				
10億円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高			百万円	

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
5.0%以下	件	%	百万円	%
5.0%超 10.0%以下				
10.0 " 15.0 "				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 29.2 "				
29.2 "				
合計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

## 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

### (1) 新規契約状況

	件数等
新規申込件数	件
新規契約件数	件
新規契約率	%

#### (記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数(既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。)を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数(既存顧客との契約件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。)を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。

### (2-1) 新規貸付状況

	件数等
新規貸付総額	百万円
新規貸付件数	件
新規平均貸付額	千円

#### (記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること(本表(2-1)の記載は不要)。

### (2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等
当該年度貸付総額	百万円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

#### (記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表(2-2)の記載は不要とする。

13 貸金業協会等への加入状況等

	1 貸金業協会に加盟している
	2 指定信用情報機関に加盟している
	3 電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している
	4 一般社団法人日本クレジット協会に加盟している
	5 日本クレジットカード協会に加盟している
	6 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けている
	7 電気機械器具関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)
	8 自動車関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)
	9 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、協同組合連合会日本商店連盟、協同組合連合会日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)
	10 建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)
	11 質屋の許可を受けている
	12 公益社団法人リース事業協会に加盟している
	13 日賦貸金業者として登録されている
	14 上記のいずれにも該当しない
(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

- 1 1～14の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 一般社団法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等をいう。

## 業 務 報 告 書

財務（支）局長 殿

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 3 1 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

直近の決算期  
令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

届出者 登録番号  
財務（支）局長（T ）第 号  
（郵便番号 ）  
住 所  
電話番号（ ） ー

名 称  
代表者名

連絡者  
所属  
氏名  
電話番号（ ） ー

(注)「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

# 業 務 報 告 書

## 目 次

- 1 貸付金の内容別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 主な貸付先の状況（貸付残高上位10者）
- 5 貸付金の期間別内訳
- 6 貸付金の金利別内訳
- 7 貸付金の新規契約状況
- 8 各種団体等への加入状況
- 9 特定非営利活動貸付けを行っている場合の貸付け相手方等の債務総額及び財務状況の定期的な把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況
- 10 生活困窮者支援貸付けの状況

### (記載上の注意)

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の3月31日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位（百万円、千円）未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」（又は「計」）欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 8 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 9 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。  
例：無担保貸付残高が55万円、その内訳が18.55%で25万円、17.80%で15万円、9.07%で15万円の場合  
→  $(25 \times 18.55\% + 15 \times 17.80\% + 15 \times 9.07\%) \div 55 = 0.1576$  (15.76%)  
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。



1 貸付金の内容別残高

貸付内容	件数		残高		平均約定金利
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %	
特定非営利活動として行われる貸付け					
うち特定非営利活動貸付け					
生活困窮者を支援するための貸付け					
うち生活困窮者支援貸付け					
その他					
合計		100		100	

(記載上の注意)

- 1 「特定非営利活動として行われる貸付け」及び「生活困窮者を支援するための貸付け」とは、施行規則第5条の3の2第2項第3号に掲げる貸付けをいう。
- 2 「特定非営利活動貸付け」とは、施行規則第1条の2の4第4項の特定非営利活動貸付けをいう。
- 3 「生活困窮者支援貸付け」とは、施行規則第1条の2の4第5項の生活困窮者支援貸付けをいう。

## 2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		残高	
	先数	構成割合	残高	構成割合
	件	%	百万円	%
農業、林業、漁業				
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業、郵便業				
卸売業、小売業				
金融業、保険業				
不動産業、物品賃貸業				
宿泊業、飲食サービス業				
教育、学習支援業				
医療、福祉				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人（生活困窮者を除く）				
生活困窮者				
特定非営利活動法人				
その他				
合計		100		100

（記載上の注意）

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「生活困窮者」とは、施行規則第1条の2の4第6項に定めるものをいう。
- 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

### 3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	百万円	構成割合
10万円以下	件	%	百万円	%
10万円超 50万円以下				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1億円 "				
1億円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高				

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例：1.25、0.36等

### 4 主な貸付先の状況（貸付残高上位10者）

	貸付先	態様	件数	残高	約定金利	貸付先の概要
1			件	百万円	%	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
上位10者計						

(記載上の注意)

態様には「特定非営利対象法人」、「その他企業・団体」、「生活困窮者」、「その他個人」の別を記入する。

### 5 貸付金の期間別内訳

期間別	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	百万円	構成割合
1年以下	件	%	百万円	%
1年超 5年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25年超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付期間				

(記載上の注意)

- 1 期間は約定期間による。
- 2 「1件当たり平均約定期間」は加重平均により少数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。  
 例：1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、3年が5件、5年超10年以下の6年が3件、7年が3件の場合  

$$\rightarrow (1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) \div (2 + 3 + 5 + 3 + 3) = 3.875 \text{ (3.87年)}$$
 なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
- 3 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

### 6 貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	百万円	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下				
5.0 " 7.5 "				
7.5 "				
合計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

## 7 貸付金の新規契約状況等

### (1) 新規契約状況

	件数等
新規申込件数	件
新規契約件数	件
新規契約率	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。

### (2-1) 新規貸付状況

	件数等
新規貸付総額	百万円
新規貸付件数	件
新規平均貸付額	百万円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること（本表(2-1)の記載は不要）。

### (2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等
当該年度貸付総額	百万円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	百万円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表(2-2)の記載は不要とする。

## 8 各種団体等への加入状況

1	貸金業協会に加盟している
2	全国NPOバンク連絡会に加盟している
3	指定信用情報機関に加盟している
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

- 1～3の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。

9 特定非営利活動貸付けを行っている場合の貸付け相手方等の債務総額及び財務状況の定期的な把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況

--

(記載上の注意)

特定非営利活動貸付けを行っている特定非営利金融業者についてのみ記載すること。

10 生活困窮者支援貸付けの状況

(1) アセスメントの実施状況

--

(記載上の注意)

- 1 生活困窮者支援貸付けを行っている特定非営利金融業者についてのみ記載すること。(以下(2)及び(3)も同様)
- 2 「アセスメント」とは施行規則第1条の2の4第5項第1号に定めるものをいう。

(2) 上記(1)の結果に基く生活再建のための計画を策定するための措置状況

--

(3) 上記(2)を踏まえた貸付け相手方等の債務状況の把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況

--

令和 年 月 日

財務(支)局長 殿

商号又は名称  
従たる営業所等の名称  
代表者又は責任者名

営業所等の所在報告書

貸金業者登録簿に登録された営業所等について、別紙のとおり報告します。

登 録 番 号	財務(支)局長( )第 号			
貸金業協会会員番号				
商号又は名称				
営業所等の名称				
所在地	電話番号( ) ー			
営 業 所 等 の 概 要	(ふりがな) 代表者氏名	生年月日	明平 大令 年 月 日 昭	
	職名及び 職務内容			
	業務を遂行する 権限の基礎	1 代表権者がいる 3 委任契約による委任	2 社内規定等による委任 4 その他(具体的に)	
	常時行っている 業務内容	1 金銭の貸付け 3 媒介	2 債権の回収 4 その他(具体的に)	
	貸金業に従事する 使用人の数			
	事務所の占有	1 自己所有	2 賃貸	3 その他(具体的に)
	事務所の 規模・設備	(規模) (設備)	平方メートル	
(参考)貸金業に従事する使用人の数が50人以上の場合は、代表者の権限を代行する地位にある者を記載する。				

## (記載上の注意)

- 1 登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。
- 2 代表者とは、当該営業所等の業務を統括する者(本店長、支店長、営業所長、事務所長等)をいう。



## 規則第5条の3に規定する廃業等の届出があった場合等の連絡

商号又は名称	
代表者氏名等	
主たる営業所の所在地	
登録番号	
登録年月日	
貸金業協会加入の有無	
登録取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日	
法第10条第1項第2号、第4号若しくは第5号の規定による届出の日	
通知の日前30日以内の役員の氏名（法人にあっては、商号又は名称）	
法第24条の6の4第2項の規定により解任を命ぜられた役員の氏名（法人にあっては、商号又は名称）	

役員解任の処分に係る 行政手続法第15条の規 定による通知があった 日	
--	--

法第24条の6の5第1項各号に該当するとした事由

適用条文	法第24条の6の5第1項第 号
概 要	

## 貸金業関係連絡会、幹事会等開催状況

(令和 年3月末現在)

都道府県	当年度開催状況		
	連絡会	幹事会	都道府県等 主催会議
計			

(記載上の注意)

都道府県等主催会議欄には、都道府県等により設けられた貸金業関係会議について記載する。